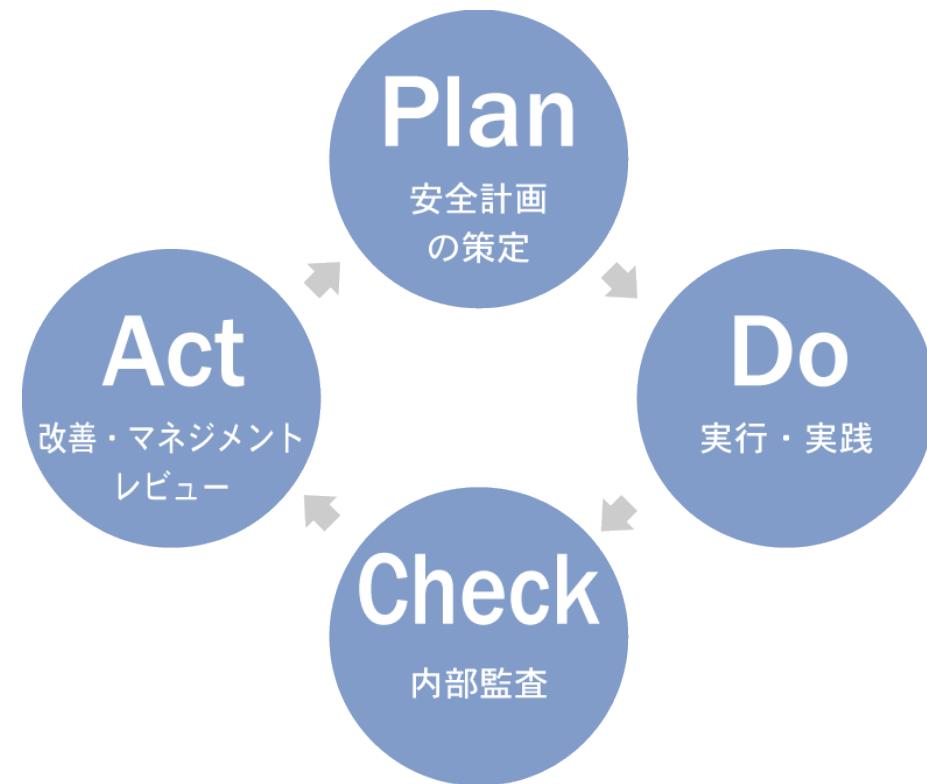


2023年度

輸送の安全に関する 情報の公開について

函館バス株式会社

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により、道路運送法が改正されたことに伴い輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた「安全管理規程」を策定し、この規定に基づき輸送の安全に関する
計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 評価 (Check) ⇒ 改善 (Act)
を継続して行い、常に業務を改善することで輸送の安全確保及び輸送の安全性向上に努めております。



旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、輸送の安全に関する情報を公開いたします。

目 次

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本方針
2. 2023年度輸送の安全に関する目標
3. 2022年度事故抑止目標に対する達成状況と2023年度事故抑止目標
4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
5. 安全管理規程
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置
10. 安全統括管理者に係る情報

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

平成22年度より【安全方針】を策定。

1. 使命である安全輸送の最優先
2. 関係法令の遵守
3. 安心・快適な輸送サービスの提供

上記方針のもと、安全輸送を第一とし、社員一丸となり安全に関する取組みを実施して参ります。

安全方針

1. 使命である安全輸送の最優先

バス事業の運営に輸送の安全確保が最も重要であり、最大の使命とする

2. 関係法令の遵守

安全への確保において、関係法令の遵守及び執務の厳正に努める

3. 安心・快適な輸送サービスの提供

お客様へ安全・快適なサービスを提供し、地域に貢献する

輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan, Do, Check, Act）を
確実に実施する。

平成27年5月1日

代表取締役社長

森 健二

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全を確保するため主導的な役割を果しています。また、現場からの安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図っています。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めると共に、輸送の安全に関する情報を積極的に公表しています。

2. 2023年度輸送の安全に関する目標

重 点 目 標

①レガートドライブによる安全輸送

②指差呼称による安全確認

実 施 項 目

①車両の発進、走行、停車すべてにおいてなめらか（レガート）に運転操作を行うことで、法令遵守及び安全性・快適性の向上へ繋げ、総括的な安全輸送を実施します。

②重大事故（発進時の接触衝突・車内転倒等）防止策として、バス発進時における指差呼称確認を各研修会及び事故防止会議に取り入れ、声に出し注意喚起することで安全意識向上を図ります。

3. 2022年度事故抑止目標に対する達成状況と2023年度事故抑止目標 【自動車事故報告規則第2条に規定する事故を除く】

(1) 2022年度の事故抑止目標に対する達成状況

2022年度	有責事故件数 【抑止目標】	第一当事者となる 有責事故発生件数
乗合バス	15件以下	5件（内 物損事故 3件）
貸切バス	0件	0件

(2) 2023年度の事故抑止目標

2023年度	第一当事者となる有責事故抑止目標（含む物損事故）
乗合バス	10件以下
貸切バス	0件

※会社全体としての統一目標です。
営業所等においては会社統一目標を基本として個別目標を定めています。

4. 自動車事故に関する統計

事故報告規則第2条の規定する事故は発生しておりません。

5. 安全管理規程

別紙のとおり定めて国土交通省に報告しております。 【別紙参照】

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 2022年度に輸送の安全のために講じた主な措置

① 安全確認の徹底

左折時の一時停止、指差呼称と目視による着座確認を行い車内転倒事故防止に努めたほか、経験年数の若い乗務員を対象に添乗乗車などによる個別指導を行い運転技能の向上に努めました。

② 運行管理者研修の実施

運行管理者の安全意識向上とスキルアップを図るためオンラインによる研修を行い能力向上に努めました。

③ 健康に起因する事故防止

平成28年より全乗務員を対象にSAS（睡眠時無呼吸症候群）検査を取り入れ健康面から乗務員管理を行い安全対策に努めたほか、自動体温測定器を設置し常に健康状態を把握する等の安全対策に努めました。

④ 経営トップなど取締役員による訓示

全営業所等が実施する運転者研修会に経営トップなど取締役員が参加し訓示を行い事故防止に努めました。



(2) 2023年度に輸送の安全のために講じようとする措置（計画）

① 輸送の安全に関する取組

安全に関する取組みを継続し、PDCAサイクルを活用する等して改善を図ります。

② 安全確認の徹底

右左折時の巻き込み防止、指差呼称と目視による着座確認を行い発進時の車内転倒事故防止に努めます。

③ 運転者研修

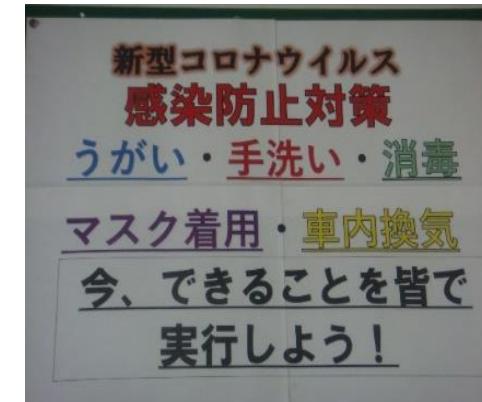
運転者のスキルアップを図り事故防止に努めます。

④ 乗務員の健康管理

定期的な健康診断の受診と診断結果に基づき健康指導を行います。

⑤ 新型コロナウイルス感染対策

新型コロナウイルス感染予防対策を継続します。

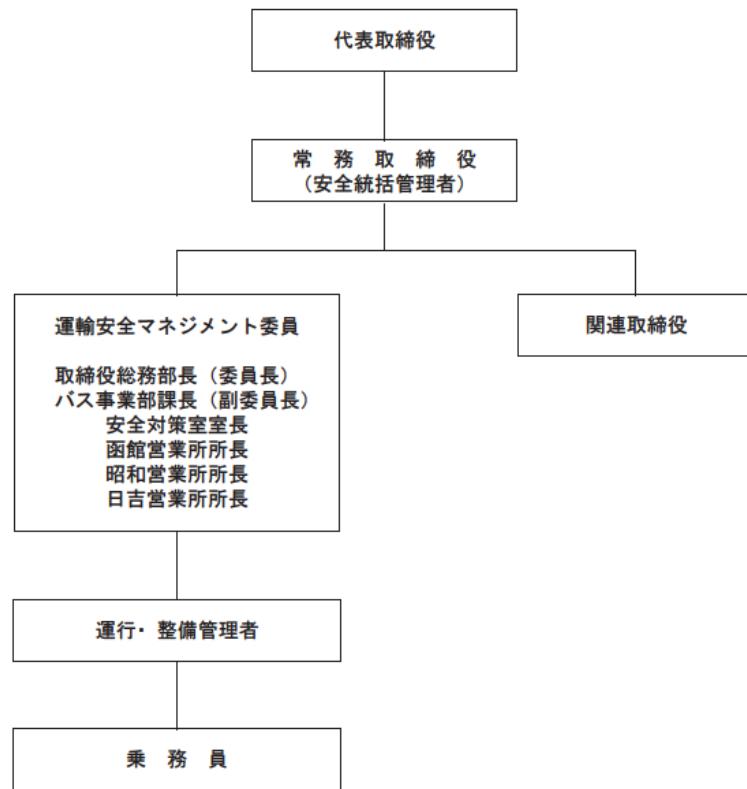


7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

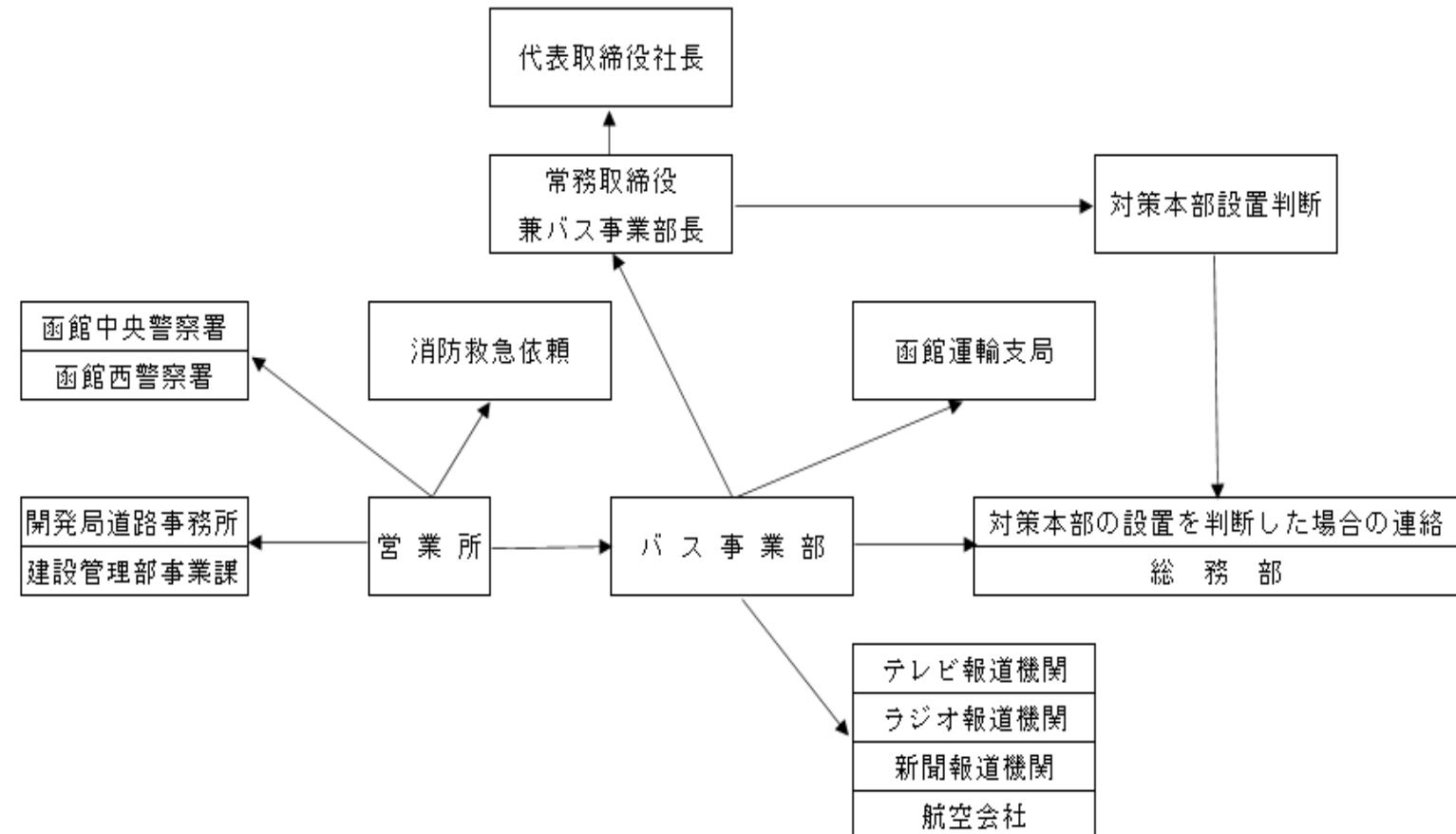
下左図：輸送安全マネジメント組織体制図（輸送安全管理規定第8条4項）

下右図：事故、災害時における緊急連絡体制（輸送安全管理規定第13条1項）

輸送安全マネジメント組織体制図



緊急連絡網



8. 輸送の安全に関する事故防止の取組みと教育及び研修の実施状況

(1) 事故防止の取組み

- ・警察等によるテロ及びサイバー攻撃に対する対処方法等についての教養を受講
- ・会社独自による火災及びバスジャック発生時の対応要領等について訓練を実施

(2) 教育及び研修の実施状況

- ・運転者研修の実施
- ・乗務員の適性診断（一般、適齢）を対象者ごとに受診
- ・運行管理者講習を2年毎に受講
- ・整備管理者選任講習を2年毎に受講



9. 輸送の安全に係る内部監査の結果及び講じた措置

2023年3月1日～3月10日の間、管理部門及び各営業所・出張所などを対象に輸送の安全に関する内部監査を実施しました。

【監査結果と内容】

- ・安全管理体制の維持管理の留意点
- ・重点目標の実施確認
- ・重点目標の浸透状況
- ・安全統括管理者の役割 など

安全輸送を第一に考え運転者対策などの取組み姿勢が認められ、概ね適正であることを確認いたしました。

内部監査委員長

10. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

常務取締役 兼 バス事業部長 内澤 博昭